仕様書

1　概要

(1)件　　名　　令和9年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給（高圧電力）

(2)需要場所　　別紙「施設一覧（高圧電力)」のとおり

(3)用　　途　　公共施設で使用する電力

2　資格要件

受注業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

3　仕様

（供給条件）

供給電力の調整後CO2排出係数は0.539kg-CO2/kwh以下とすること。

※入札公告日において環境省が直近で公表している電気事業者別排出係数。メニュー名は事業者全体の数値に基づく。

(1)対象施設（需要場所）

別紙「施設一覧（高圧電力)」のとおり

(2)契約種別

高圧電力

(3)契約電力・契約容量・契約電流及び予定使用電力

別紙「施設一覧（高圧電力)」のとおり

契約上使用できる最大電力（kW）

(4)電化厨房設備

別紙「施設一覧(高圧電力)」のとおり

(5)予定総使用電力量　7,232,870kWh/年

※月別の予定使用電力量は別紙「施設一覧(高圧電力)」のとおり。

※実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることがあるものとする。

(6)使用期間

令和9年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで。

上記使用期間の開始日時について、各施設の電力供給関連設備の設置及び既存メーター撤去等の諸手続きを要する場合は、その手続きの完了後、速やかに供給を開始する。

また、この契約は地方自治法昭和22年法律第67号第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度において、当該契約に係る予算について減額又は削除があったときは、契約を変更または解除することができるものとする。

(7)単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。

ア　契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ　力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

(8)電気料金の請求

ア　料金の請求は、書面で行うこと。原則、各施設の所管部署ごとに直接行うものとし、その詳細については、各所管部署と協議を行うこと。

イ　請求の際は、書面の請求書のほかに、需要場所毎の最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等の内訳がわかる紙媒体（以下「内訳書」という。）を添付すること。併せて、全需要場所の内訳をまとめた電子データ（CSV 形式または Excel 形式）を、毎月施設マネジメント課へ提供すること。なお、電子データは WEB 上での閲覧及びダウンロード、メールの送付等、提供手段は問わない。

4　その他

(1) 使用期間における予定力率は 100%を保持する予定。

(2) 入札価格の算定に当たっては、基本料金の力率割引又は割増、電気量料金の燃料費調整額、市場価格調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による。

(4) 契約方法は単価契約とするが、入札書に記載する金額は予定契約電力と予定使用電力量に従って計算した使用期間中の電気料金の総額（税抜）とする

(5) 入札の際には、入札書のほか入札金額内訳書も併せて提出すること。また、入札金額内訳書の総額（税抜）は入札書記載の金額と必ず一致させること。

(6) 落札者は、落札決定後 10 日以内（土日祝日を除く）に次に掲げる書類を提出すること。

ア　契約書

イ　事務連絡員責任者届

ウ　電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し

(7) 支払いは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うこととし、支払い方法は口座振込とする。

(8) 電力量等の検針に必要な機器の準備、交換作業等について調整が必要な場合には、需要場所を管内とする一般送配電事業者と調整すること。

(9) この仕様書に定めない事項については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件、選択供給条件及び電気供給条件による。